

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第1回ガスシステム改革小委員会

日時 平成25年11月12日（火）13：03～14：39

場所 経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

○ガス市場整備課長

ただいまから第1回ガスシステム改革小委員会を開催します。

初めに、電力・ガス事業部長の高橋から挨拶申し上げます。

○電力・ガス事業部長

電力・ガス事業部長の高橋でございます。

本日はご多忙の中、委員の先生方にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ご案内のとおり、東日本大震災以降、我が国が直面するエネルギーの供給制約を克服していくということが大きな課題となっています。その中で、これから検討いただきますガス事業の果たす役割というのも大きくなっています。例えば電力のピークカットに資するコージェネとか、今後、市場投入がされる燃料電池自動車などへの供給など、新しい形態でのガスの利用なども生まれてきています。こういった中でガス事業が我が国のエネルギー供給の中でどのような役割を果たしていくのかも大きな期待の中にあるということです。

こうした中でエネルギーの安定供給、低廉、効率的な供給、それから需要家の選択肢の拡大ということをにらみまして、またさらなる新たなガスの利用を促進していくということも含めまして、今般ガスシステムの改革の検討に着手をするということで、先生方にお集まりをいただいている次第です。小売の自由化、それからネットワークへのオープンアクセスといった課題などもございまして、様々な観点から先生方のご審議をお願いしたいと存じます。

また、現在進めております電力システム改革も、きょう参議院経済産業委員会で可決を得たわけですけれども、電力システム改革とも相まって、エネルギー産業全体で新しいサービス、新しい産業の形というの生まれてくるのではないかと期待しております。そういった観点からの先生方のご議論も、お願いをしたいと存じます。

今日は、第1回ということでガス事業の将来性についての議論や、今般のシステム改革の全体についての先生方の忌憚のない意見を賜りたいと思っております。これから検討を進めてまいりますけれども、ご多忙の中、恐縮でございますが、よろしくお願いをいたします。

私からは、以上でございます。

○ガス市場整備課長

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。

引き続きの傍聴は可能ですので、傍聴される方はご着席ください。

本小委員会の委員長及び委員は、総合資源エネルギー調査会運営規定に基づき、上位分科会である基本政策分科会長の指名により、配付の資料2の委員名簿のとおりとなっています。

それでは、資料2に沿って委員の紹介をさせていただきます。

初めに、山内弘隆委員長。

○山内委員長

どうぞよろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

続きまして、引頭麻実委員。

○引頭委員

大和総研の引頭でございます。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

柏木孝夫委員。

○柏木委員

柏木です。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

橘川武郎委員。

○橘川委員

橘川です。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

古城誠委員。

○古城委員

古城でございます。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

杉本まさ子委員。

○杉本委員

杉本です。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

永田高士委員。

○永田委員

永田でございます。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

なお、松村敏弘委員が途中からご参加の予定です。

続いて、関係団体がオブザーバー参加しているので紹介させていただきます。

日本ガス協会、蟹沢俊行専務理事。

○日本ガス協会

蟹沢でございます。

○ガス市場整備課長

日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事。失礼いたしました。

○日本コミュニティーガス協会

松村です。

○ガス市場整備課長

日本LPガス団体協議会、葉梨益弘専務理事。

○日本LPガス団体協議会

葉梨です。

○ガス市場整備課長

また、本日は関係省庁からもオブザーバー参加があります。

公正取引委員会事務総局経済取引局の杉山調整課長。

○公正取引委員会

杉山でございます。

○ガス市場整備課長

消費者庁、片山消費生活情報課長です。

○消費者庁

片山でございます。

○ガス市場整備課長

総務省自治財政局、廣澤公営企業経営室長です。

○総務省

廣澤です。

○ガス市場整備課長

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○山内委員長

それでは、まずは事務局から本委員会の設置の趣旨及び議事の取り扱いについてご説明願ひたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○ガス市場整備課長

まず、資料3をご覧ください。これが本ガスシステム改革小委員会の設置についての趣旨でございます。内容をご確認いただければと思います。

それから、資料4をご覧ください。本小委員会の議事の公開について了解をいただきたいと存じます。内容は以下のとおりです。

- 1、議事要旨については原則として会議終了後2営業日以内に作成し公開する。
- 2、議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。
- 3、配付資料は、原則として公開する。
- 4、本委員会の開催については、事前に周知を図るものとする。
- 5、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

議事の公開につきまして今ご説明がございましたけれども、このとおりでよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

それでは、議事の公開につきましては事務局の案のとおりとさせていただきたいと思います。

議事に入ります。

第1番目の議事ですけれども、本日は第1回ということでありまして、資料1の議事次第にありますとおりシステム改革検討の基本となる3つのポイント、これについて、ご議論いただきます。議論は、資料1の項目順に1つずつ行いたいと思います。

まず1項目のガス事業の将来性について、事務局からこれを簡単にご説明願ひたいと思います。

○ガス市場整備課長

資料1の議事の2. 議題にあります(1)について最初にご議論いただきたいと思います。参考にしていただく資料は、資料5「ガス事業の現状」です。

1枚おめくりいただきまして目次がございます。この資料はガス事業の現状、ガス事業の将来性、ガス事業を生産、調達、流通、小売の各段階に分けた上で課題をまとめたものです。

1ページ目から9ページ目は、一般ガス事業、簡易ガス事業、そしてこの小委員会で審議するガス事業法の対象ではないですが、ガスを供給する事業であるLPガス販売事業の概要をまとめています。

続いて10ページ以降は、ガス事業の将来性をまとめました。特に13ページからご覧いただきたいのですが、(2)の①から⑥で天然ガスの魅力についてまとめています。①が高い環境調和性、めくっていただきまして16ページ目の②が省エネルギー性、次の17ページ目に③電力需要ピークの緩和、そして18ページ目に④電源構成の多様化・分散化、⑤災害に対する強靱性、そして⑥水素社会の基盤インフラについてまとめております。

続いて20ページ以降はガスの事業段階ごとの状況として、まず天然ガスの調達の状況、続いて資料24ページからは天然ガスの受入基地と流通設備の状況、さらに30ページからは一般ガス事業の小売自由化の経緯をまとめています。

最初の議題については、特に13ページから記載してある天然ガスの魅力や、それを踏まえ天然ガスを供給する事業がどのように発展すべきかについてご審議いただきたいと存じます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、まずこのガス事業の将来性についてご説明いただいたことを参考に、皆さんにご議論願いたいと思います。

今回このガス事業の改革ということでございますが、将来的にガスがどうなっていくのか、この事業はどうなっていくのか、こういった見通しを、まず皆さんにご議論いただきたいということでございます。

それでは、ご自由に発言ということで、それでは橘川委員お願いいたします。

○橘川委員

すみません、きょうちょっと別件がありまして30分ほどで退席しなければいけませんので、最初に発言させていただきます。

すみません、ということなので簡単に2の改革の目的や3の検討の論点についても、少ししゃべらせていただければよろしいでしょうか。

ガス事業の将来性なんですけれども、昨年からことしにかけて天然ガスシフトの基盤整備の専門委員会というのがありまして、天然ガスシフトというのがキーワードだったんですけれども、

最近ちょっと基本政策委員会で影を潜めているんですけども、しかし3.11後の現実を見ますと、実際問題として原発にかわった一番大きなものはLNGでありましたし、もう一つは石油だったと思いますけれども、そういう意味で考えますとガス事業の将来性は非常に大きいのではないかと思います。

ただ、1つ大きな前提条件がありまして、それは調達価格が低くないと本当の意味での将来性が開けないという意味です。去年の基本問題委員会で原発依存度ゼロと15%と20%~25%で、コスト等検証委員会の数字を入れて計算したわけですけども、いずれの場合でも、ゼロでも2倍、15%シナリオでも7割、それから20%~25%シナリオでも6割くらい2030年に向けて電気料金が上がるというデータになっていまして、原発依存度そのものよりも、その前提となった天然ガス価格が原油にリンクしていて、その原油価格が上がるという状況がやっぱり日本のエネルギーにとって一番大きな問題だと思います。

その場合、今主要なエネルギーの中でガスと石炭と石油を考えたときに、日本が動いて何らかの形で値下げの方向に動かすことができる可能性が強いのは、やっぱりガス体だと思います。天然ガスはそう簡単ではないですけども、世界の市場がアメリカとヨーロッパと極東で3つに分かれていますので、このアメリカの安さと極東の高さ、ここをうまく市場メカニズムを働かせて、最終的にはヨーロッパ並みの水準を目指すくらいのことができるんじゃないか。

現実にL.Pの世界では、サウジアラビアのC.Pが大分揺らいでくるような動きをつくり出すことができますので、そういう意味でエネルギーコストを下げる可能性が高いという意味で、天然ガスには非常に可能性があって、それを実現することによって天然ガスシフトというのできるのではないかというふうに考えています。

ただ、天然ガスシフトについては、内容を明確にしなければいけないと思います。2点ありまして、1つは電源の中のベース電源としてLNGコンバインドサイクルをきちんと使うということです。それから2つ目は、コージェネの可能性があると、産業用だけじゃなくて民生用まで全部を含めて、これも去年の基本問題委員会である種の合意ができましたように、2030年、現状3%を15%に持っていくくらいの線でコージェネを全面的にやるということが重要になるのではないかと思います。

2番目のガス改革の目的ですが、いろいろあるでしょうけれども、一言で言いますと需要家を選べるような状態をつくり出すと。これが電力システム改革でも一番大事だったと思うんですが、そういう状態をつくり出すのが大きな目的で、その場合に視野が必ずしも都市ガスの中だけではなくて、電力とガスの間、都市ガスとL.Pの間、あるいはガス会社同士の間でも需要家を選べるような状況をつくらなければいけませんので、そのためのインフラのいろいろなボトルネックも

突破しなければいけないし、料金システムで不透明なものがあるところは、それを直さなければいけないという意味で、需要家が選択できるような状況にするというのが大きな問題だと思います。

ただ、検討の論点、資料6の後ろのほうにありますように、電力のように10社で電事連ができて上がっているというのとは違って、ガス協会は209社いて、しかもタイプの違う会社が1から4、それに簡易ガスが加わって5つタイプがあるということなので、全面自由化ということがもし決まった場合の影響が非常に大きく異なるんじゃないかと思います。

特に3番目のグループに対する影響が大きいと思いますし、2番目のグループも電力会社のLNG基地との位置関係等々で大きな影響を受けるかと思しますので、ここが一番難しいところです。消費者の側からするとわかりやすく一本化した結論にしなければいけないのですが、事業者が受ける影響が違うというところ、ここをどういうふうによく決めていくかというのが、この委員会の1つの焦点になるんじゃないか。

例えばガス会社の都合で結論を変えるというのはできないと思いますので、結論は同じなんですけれども、その適用の時間軸を変えていくとか、いろいろな工夫が必要なのではないかと思っています。

以上です。どうも勝手なことを言って、いろいろたくさんしゃべって、すみません。

○山内委員長

とんでもございません。どうもありがとうございました。

天然ガスシフト、燃料転換の話も随分やったわけですけども、ちょっと一般的に少し鳴りを潜めているところがございまして、その辺のことを橘川先生からの的確にご指摘をいただいたかというふうに思っております。

そのほかの皆さんでいかがでしょうか。今後のガスの将来についてお聞きしたいと思います。じゃ、柏木先生。

○柏木委員

今、課長からこの十数ページにわたって、①から⑥まで天然ガスの特徴を極めて明快に、環境性、省エネ性、ピークカット、それから電源構成の多様化、災害強靱化、水素社会に基盤インフラについてご説明いただきました。この中で、やっぱり私は、このガスシステム改革ということは、電力システム改革が今国会でかかっている最中だというふうに聞いておりますので、電力もシステム改革を行って、ガスもシステム改革を行うべきと考えます。石油は既に民営化、大分規制改革をされていると考えると、今度の日本が抱えている成長戦略の1つは、あくまでも総合エネルギー企業化を目指していくということにあると思います。今までどうも国内の安定供給

ということがベースだったものですから、やはりインサイダー的な考え方が強かったように思いますが、これからはやっぱりここで培った安定供給のノウハウを、どうやって外国へ移転していただけるだけの経済成長モデルに企業が育てられていくかというのが一番大事なことだと思います。至近のことで言えば、将来性、といっても2020年にかけての将来性を考えますと、やはり総合エネルギー企業化を目指すことになると思います。

そうなりますと、今、橘川さんがおっしゃったように、やはりガスシフトというのは、いろんなエネルギー源の中で極めてリアリティーに富んだ方向性だという理解をしているわけです。電源のためのガスということを見ると、ベース電源にするかミドルにするかというのは、それは適材適所で、もちろんベース電源になり得るだけの低価格化がなされれば、これはメリットオーダーで一番良質な電源ということになり得ますし、あるいは環境性という考えを合わせて、総合的にその発電コストを考えたときにCO₂の排出源が少ないとか、いろんなことを考え合わせると、やはりベース電源になり得ることもあると思いますけれども、ミドル、ベース両用の電源としてガスシフトを進めると方向かと思えます。

ガスシフトの中には、もちろん天然ガスというシフトもあれば、私は非常にガスシフトを広く捉えていまして、まず、天然ガスへシフトする。ほかのエネルギー源から天然ガスへの転換にフォローの風が強く吹いています。それから、ガスにはもちろんプロパンも分散型のガスシフトということもありますし、石炭のガスフィケーションなんかもある意味ではガスシフトになると。これはどうしても技術屋から言わせると、ガス体にするということは発電をする観点からいきますと、極めて多様な技術が対応できる資源エネルギー体だというふうに思っているわけです。それは、もちろんガスタービンもあるし、その後の排熱でスチームタービンを回すコンバインドサイクルは当たり前のことです。

今、課長がおっしゃったような最後の水素社会のことを考えますと、水素は二次エネルギーですから、この水素リッチのガス体からこれを日本型の成長戦略の1つの商品である燃料電池とのセットで考えるべきでしょう。

私の持論ですけれども、どうしても電力自由化論が入ってきますと、大きな電源というのはなかなかつくりにくくなる状況がありますから、そうするとある一定部分が分散型電源でオンサイトにおりてくる。だから、そういう意味でこの電力システム改革とうまく組み合わせると、分散型のよさというのがこのガス体のエネルギー、ガスシフトへの風とともに、日本のエネルギー需給構造システムの中の極めて重要なポジションを占めてくる。これは2020年に向けての日本の成長戦略を支える大きな流れになるだろうと、私はそう思っています。

ですから2つのポイントがあって、1つが総合エネルギー産業化を目指す。そのためのガスの

位置づけというのは、極めて大きなポイントを占める。それから2つ目が、電力システムを考えたときに、大規模電源をベースにしつつも、ガスシフトを進めガスの有効利用を考えると、極めてこの多岐にわたるコージェネなどの分散型発電システムと組み合わせることができる。この2つのメリットが今後、将来的には極めて重要になると、こういう位置づけをしています。

○山内委員長

ありがとうございました。

お二方から広い観点でお話をいただきました。特に今、柏木先生がおっしゃった総合エネルギー企業化ですか、それと電源との関係で言うと分散型における位置づけですか。こういったところからガスの重要性というか、将来像が見えてくるのではないかというお話でございます。

ほかの委員の方、いかがでしょう。

どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。

橘川先生、柏木先生がおっしゃったご議論はそのとおりだと思います。それに加えて、少し私なりにお話しさせていただきます。ガスというのは総合エネルギー事業を今後展開していく上で重要な位置づけにあると思っております。

ただ、先ほど橘川先生からこのガスシステム改革の最終的な目的の1つとして需要家を選べる状態にすることだというご指摘がありました。まことにその通りとは思いますが、一步進んで考えますと、需要家を選ぶことはできたとしても、どこを選んでもその便益が五十歩百歩ということであれば、今回のシステム改革の真の目的には資さないのではないかというふうに思っております。

川上であるとか川中の制度的な議論というのはこれから進めていくことになると思いますが、川下におきましてはガス業界のみならず、その周辺業界も含めて、何か大きなイノベーションを起こしていかないと、新しい便益を必ずしも需要家にもたらされないのではないかと思っております。ガス事業の将来性は、ガス事業者も含めたエネルギー事業者のビジネスモデルの変革が大きくかかわってくるのではないかと思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。

やっぱりイノベーションといいますか、新しい産業、新しい技術の結びつき、結合が生まれるということかと思えます。それが重要だということのご意見だと思います。

ほかはいかがでしょう。じゃ、どうぞ、古城委員。

○古城委員

皆さんおっしゃったことに新しいことをつけ加えることは余りないんですけれども、今お話になったように天然ガスに省エネ性があるって、しかもCO₂の排出率が低いですから今後伸びていくというのは間違いなくて、発電の発電源としてもウエートをふやすだろうし、それから産業用の熱源としても石油、石炭から天然ガスにシフトしていくということは間違いはないと思います。

それで今般の議論では、その際に、だからといって天然ガスが伸びるからといって、これは適材適所ですから適切なときに伸びていかなければいけない。無理に天然ガスのプロモートをするようなことをするとよくないわけで、むしろ天然ガスが伸びていけるところに障害になっているものを外していくというのがとても大事だと思っております。

だからシステム改革の目的の1つは需要家が供給先を選べるようにしてふやしていける。これが1つ大事なんですけれども、もう一つは供給サイドでも自由にガスや電気やそれから石油を供給できるようにすることだと思います。ガスはガス会社だけしか供給できないというのではだめなわけですから、供給サイドのほうも自由化して、いろいろなエネルギーを最適に組み合わせて売っていけると。需要家のほうも、最適な組み合わせで買うと。こういうふうにしたほうが、適材適所で広がっていくというのには一番よいんじゃないかと私は思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員

ありがとうございます。

今の第1点のガス事業の将来性というポイントで、私はコメントさせていただければと思います。

橘川先生がおっしゃられました1つのポイントとしては、当然ガス事業の将来性は皆様と同じように疑うものはないと考えておるわけでございますけれども、ただし、ご指摘のようにやはり価格ですね。やっぱりLNGの価格はどうしても石油価格連動ということで、かなり価格が高い。

私は今、電気料金の料金審査委員を山内先生、松村先生と担当させていただいているわけですが、やはりLNGの価格が非常に高いし、また一方でシェールガスの影響もあるとは言われるものの、実際、料金の審査委員をやっている中で、やはりシェールガスの影響、価格を下落させる影響は将来の料金の中に織り込むべきかどうかとか、そういう議論も委員会の中で実施させていただきました。そういう意味から言いますと、やはりこういったコスト構造をきちんと踏

まえて考えないといけない。特に電力会社に比べましてガス事業者様は企業体力、規模等は千差万別でいらっしゃいますし、そういう意味で言うと将来的に電力及びガス調達という意味において、このLNGについての価格政策をきちんと見きわめて、なおかつ事業者間の競争が公平に担保されるようなイコールフットィングをきちんと踏まえた上で、このガス事業の将来性を考えることが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員

今、先生方もおっしゃっていらしたように、需要家を選べる状況をつくっていただくというのはすごく重要だと思うんですけども、本当にわかりやすい情報提供をしていただかないと、消費者は今まで決められたガス事業者から供給されて長年暮らしてきましたので、明解な情報提供をしていただきたいと思います。

それから、いろいろなエネルギーを組み合わせるということは、消費者にとってはすごい混乱を招くことだと思うので、この辺も情報提供の方法をちゃんと考えていきたいと思えます。

○山内委員長

ありがとうございました。

委員の皆さんの、ほかに追加的なご意見等いかがですか。

皆さんのご意見を伺っている限りでは、やはりガスのこれからの将来像ということについて、かなり重要性が増すんだという共通の認識があったというふうに思っています。その中で、柏木先生がおっしゃった総合エネルギー化とか、あるいは発電との関係、分散型という問題。それから、皆さんおっしゃったことで言うと選択の可能性をいかにふやしていくかによって、それが助長される。特にガスが適材といえますか、伸びるところで伸ばしていく。そのための供給サイドの改革、バリアの撤去、こんなようなご意見がかなり多かったかというふうに思います。

もう一つは、価格を安くしていくことが将来ガスが主役になっていくところの重要なポイントだということも皆さんご指摘だったかというふうに思っております。

一応、委員の方伺いましたけれども、オブザーバーの方で何かガスの将来についてご発言ありましたら伺いたいと思えますけれども、いかがでしょう。

どうぞ。

○日本ガス協会

どうもありがとうございます。

私どもは東日本大震災以降の大きなエネルギー需給構造の変化の中で、私どもガスを扱っている事業としては今後大きな役割を担うものというふうに認識をしております、そういう意味で既に震災後しばらくたって、一昨年でありますけれども、我々は2030年を見通したガスビジョンというのを策定をいたしました。その中で今おっしゃられたように、コージェネレーションによる分散電源を中心とするという形で拡大をしていく必要がある。それから、さらにはガス冷房を使って電気のピークカットを図っていくということが必要だというようなことを中心とした、2030年における長期ビジョンというのを作成しております。

そういう意味で一生懸命、今のところその実現に向けて頑張っているわけでありましてけれども、このことは今検討されているエネルギー基本計画の中にぜひ反映していただくとありがたいというふうに思っております、そのことはより我々が社会の中で貢献できる大きな道になるのではないかとこのように考えておりますので、この場での議論ではないかもしれませんが、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

そしてまた、我々はそれを推進するに当たって、事業体のあり方自体を今後見直さなければいけないというふうに考えておまして、そういう意味では今ご指摘にありました総合エネルギー化の道に向かっただけでいかなければいけないというふうに考えておまして、今まで我々ガス事業は主として熱を供給する、熱のみを供給する事業として発展してまいりましたけれども、むしろこれから特に電力を扱って、分散エネルギーという形で電力を扱っていくと。さらに加えて、再生可能エネルギーなども取り込んで総合エネルギーの道を、ソリューションの事業を展開していかなくてはならないということでありまして、規模の大小はありますけれども、中小事業者も含めてそちらの方向にぜひ向かっていこうということで、私どもガス協会としてはいろんな支援をしているところでありますので、その辺についてもご認識をいただくとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

力強いご発言をいただいたと思いますけれども、ほかにもいかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

先ほども申し上げましたけれども、委員の皆様のご認識、それから今のガス協会のカニサワオブザーバーのご認識も、やはりガスが将来的に重要になっていくことは間違いないということは1つ。それを、やっぱりここだけの議論ではなくて、エネルギー全体の中での議論でまた位置づ

ける必要もあるのかというふうに思っています。

そのためには、しかしどうしたらいいのかということ、いろんなご意見をいただいたというのが先ほどの委員の皆さんの発言内容だったかと思えます。具体的にどうしていくかということ、まさにこの委員会でこれから議論をしていくわけでございますけれども、基本的にはガスの重要性、特に総合エネルギーとか発電との関係、それから、イノベーションを起こすという話も非常に重要な点だと思いますし、そういう形で選べるシステムをつくっていく。さらには、価格というものも低廉に向けた努力をしていく。こんなようなことでガスの重要性が発揮できるのではないかということで、皆さんのご意見を伺ったというふうに思います。

それでよろしければ、次の項目に進みたいと思います。言い残しございましたら、後のところでまたご発言願えればと思います。

2項目はガスシステム改革の目的ということで、これも事務局に簡単にご説明願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ガス市場整備課長

資料6の1.をご覧ください。ただいま審議いただいたガス事業の将来性を見据えた上で、今後の審議の目的、留意点はどのようなものか、事務局としての案を列挙しております。

(1) から (4) の4つありまして、(1) が新たなサービスやビジネスの創出ということで、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とすべきではないか。また、電力システム改革と相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらにはエネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備すべきではないかということが書いてあります。

(2) は競争の活性化による料金抑制ということで、大口の方では既に自由化がなされているわけですが、その実績も踏まえつつ競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現することがガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で利用者に還元されるようなシステム改革とすべきではないかと書いてあります。

(3) がガス供給インフラの整備ということで、インフラ、とりわけLNG受入基地やガス導管などの設備がなければ、需要に応じてガスを届けることはできないわけですが、ガス事業においてインフラ整備は積極的に取り組まれるよう、そういうシステム改革に留意すべきではないかということが書いてあります。

(4) が消費者利益の保護と安全確保ということで、当然のことではありますけれども、システム改革によって消費者の利益が損なわれ、また、安全性が不足するのではなく、ガス事業者に

よる長年の努力で構築された保安や災害対応の体制が十分に生かされるようなシステム改革とすべきではないかということが書いてあります。これらについて、追加や修正などご指摘があればいただきたいと存じます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

資料6の1枚目です。1ポツのところで、目的が書いてございます。4つございますけれども、先ほど委員の皆さんのご意見を伺ったところ、少なくとも（1）と（2）については多くの方がご指摘になった点でございますので、これについても追加的なご意見結構ですし、そういったところ。それから、（3）のインフラの整備の話と、これは杉本委員が少し情報のことでおっしゃいました。消費者利益の保護の問題ですね。こういったところもございますので、これについてご意見ありましたら、今おっしゃいましたように、この会議を進めるに当たって目的とするところをここできちっとしようということですので、何かこういうところで修正したほうがいいのかというご意見があれば、そういうご意見をいただければと思います。

いかがでございましょうか。特にご意見はないですか。

どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

この4点に関して異論はないですけれども、ガス調達というか、上流サイドのことはここでは余り対象にしないというふうに理解してよろしいのか。もちろん料金というのは上流サイドとのリンクにより初めて大きな低減がなされる可能性がある。国内だけでの競争ではなくて、やはり生産、調達と一体化したところで初めてできてくる話なので、そこら辺をどう扱うのかというのは大きな課題だろうと、こういうふうに思うわけで、とりあえず国内でのシステム改革ということに特化していくということであれば、それで私は異論はないということです。

それと、ガス供給インフラの整備となっていますけれども、今、総合エネルギー企業化というのは、今度のエネルギー基本計画でも、仮に定量的な、例えば電力で言えば原子力は幾らだとか、再稼働の状況がまだ不明確な点において、CO₂の計算がすぐにできるようなこと、早く出すということは決して国策からしたら得策ではないような気が私はしてまして、この際じっくりこの数値目標というのは考えていく時期を我々が与えられたというふうに捉えるべきだと思っています。そうすると定量的な電源構成だとかいろんなものが出ない状況で、基本計画が意味のないものになってはいけませんから、何か出口が明確になっていなければいけません。例えばそのシステム改革を通した総合エネルギー企業化を目指すとか、その実現のためのエネルギーの産業政策とはどうあるべきかということを明確に示していけば、このエネルギー基本政策としては極めて

明快なメッセージが出ると私自身は個人的に思っているわけです。

そうなると、インフラというのも今までのように単純にガス導管をループにするとかつなげれば良いということではなく、複合型インフラというのものもあるわけで、ガス・アンド・ワイヤーだとか、いつも言っていますが、ガス・アンド・ワイヤー・アンド・ファイバーだとか、パイプラインを引くのであれば、それに電線とそれから通信ファイバーと、かつ今度は排熱パイプラインまで含めて考えるべきかと。上流サイドの動脈サイドとしてのガスのパイプラインと、これはLPGでも、それは簡易ガスでも何でもいいんです。それから、排熱として出てきた熱をうまく流し込む熱導管、それに、ワイヤー・アンド・ファイバーというような一体型のインフラのあり方なんていうのも、今後やはりイノベーションということで総合エネルギー企業を目指すのであれば、そこら辺の統合インフラを頭に入れたディスカッションを長期的にはしていくべきだと、こういうふうにした次第です。

この4つに関して、異論があるわけではありません。

○山内委員長

ありがとうございました。

この辺いかがですか、上流の問題と、それからインフラ整備の具体的な方向性みたいなところですね。

○ガス市場整備課長

今回の直接の審議の対象はガス事業法の制度見直しですので、調達は直接の対象となっておりません。ただ、仮にガス管が通しやすくなっても原料費というのが大体6割から7割を占めるといふ都市ガス事業の特徴がありますので、調達が廉価になるといった影響があるような制度見直しがあるのであれば是非追求していただきたいと思います。また、この審議にとらわれず、調達をいかに安定、低廉な調達をしていくかということは経済産業省でも追求し、その進展がありましたら報告したいと思っております。

それからインフラ整備について、これも審議の直接の対象はガス事業、ガス設備ですが、当然その他の設備との連携の可能性はあるわけです。そういう可能性がある場合にガスに関わる部分だけで議論してしまうと、かえって連携がうまくいかないといった不都合が起きないように十分留意すべきだと考えております。

○山内委員長

ありがとうございます。よろしいですか。ガス事業法との関係の中で、先生がおっしゃったようなことも考えていくということですか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

全体の視点を持つということを踏まえますと、この4つの論点はそのとおりだと思います。ただそれに加えて、今回のシステム改革によって、日本全体のエネルギー効率がどの程度改善していくのかという点について、どこかで確認するような視点もあってもいいのではないかと思います。

といいますのは、様々な事業会社を拝見しておりますと、本部であるとか部であるとかという単位で部分最適が行われ、会社全体の最適化という視点からみると必ずしも適切ではないアプローチが行われていることがよくあります。全体最適の視点がとても重要であるという指摘があるわけですね。ですので、このガスシステム改革はある意味で総合エネルギーシステム改革の一部であるととらえ、全体の視点を持つことが必要ではないかと思いました。

もう1点ございます。(4)の消費者利益の保護と安全確保のところですね。保安についてはガスシステム改革後においてもきちんと守られる必要が当然ありますが、その点についても良く確認しながらガスシステム改革を進めるべきであり、重要な論点であると認識しております。

○山内委員長

ありがとうございました。

全体最適といいますか、全体としての成果をどういうふうに見ていくかという、そういう視点ですね。いろいろなところでちりばめられていると思いますので、そうしたご指摘があったということで、我々も考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○杉本委員

4番の消費者利益の保護と安全確保のところですが、小口を自由化すると事業者間の競争が促進されて価格競争が激しくなると思うんですね。そうすると、果たして安全が確保されるものなのかどうかということが不安になります。新規参入者が災害などの起きた場合にすぐに対応できるのかということも、不安に思っています。そういうところをちゃんと整備した上での改革になるのではないかと考えています。

○山内委員長

この辺は事務局としても、そういう意識で4番のところは挙げられているという、そういう理解でよろしいですかね。

○ガス市場整備課長

はい、特に新しい方が事業に参画された場合、その事業者が小売をするガスについてどう保安を確保されるか、どのような形がいいかということは審議いただきたいと思っております。

○山内委員長

ガスの場合、非常に重要なポイントだというふうに思うんですね。ですから、ご指摘のとおり、やはり我々もいつも意識していかなければいけないということだと思います。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございますか。

今伺っている限りは、特にこの目的のところで大きな修正というご意見はなかったように考えております。これに付随していろいろなご意見を伺いましたので、それについては事務局のほうでも留意していただいて、これからの議論の進行にお役に立てていただければというふうに思っております。

それでは、引き続きまして3番目の項目、検討の論点についてということに入りたいと思います。これも事務局から、簡単にご説明願いたいと思います。

○ガス市場整備課長

同じ資料6の2. 検討の論点をご覧ください。

ここでは、今ご審議いただいた改革の目的、留意点を踏まえた上での具体的な審議の進め方の案を示しております。まず、ガス供給事業を供給の設備や事業規模を踏まえ、5つのグループに分けて、その違いを意識しながら具体的な制度の検討を行ってはどうかと提案しています。

具体的なグループ分けが2ページ目に示してあります。①のグループが多数のLNG基地と大規模導管を持っている3社。その次の②が、LNG基地を所有して一定規模のガス管でそれを供給している事業者。③がそうした基地と導管を有する事業者などからガス管で気体のガスの供給を卸で受けて自社の導管網で供給している事業者。④が導管が繋がっていないのでタンクローリーや鉄道貨車により液体で自らの供給地域まで輸送した上で自社の導管網で供給している事業者。そして、最後に⑤が簡易ガスです。

その上で(1)から(3)までは、具体的に検討すべき論点として大きく3つに分けて挙げています。(1)は、小売の自由化範囲の拡大です。これには、自由化の範囲を一般ガス事業全体に拡大する。つまり、全面自由化も選択肢として含まれると考えております。(2)が、供給インフラのアクセス向上と整備促進です。ガス導管などの供給インフラのアクセスをどのように上げていくか、さらに追求すべき点があるか議論してはどうかと書いてあります。その中にはLNG基地の利用についてどのような措置が必要かも含まれます。(3)が、簡易ガス事業制度のあり方です。制度創設から40年以上たつわけですが、この間の経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえた場合に、簡易ガス事業制度がどうあるべきかを検討すべきではないかというこ

とです。

この3つ論点に含まれるものとして具体的に特に審議すべき点、これら以外で審議対象にすべき点につきご意見をいただければと存じます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

資料6の2ページ目ですね。検討の論点。まず第1に、ガスの場合には先ほども橘川先生のお話にありましたけれども、いろんな規模の事業者さんは、いろんな供給の状況が違うわけで、そこら辺を勘案してもということで、こういうご提案がありました。

それから、論点として小売の自由化の問題、それから供給インフラのアクセス向上、簡易ガスということでご提示いただきましたが、今お話がありましたように、ほかにもいろいろあると思いますし、これは大きくりの論点だと思うんですね。具体的な論点というのはこれからまた出てくると思うので、そういったところも方向性を皆さんから伺うということも必要だというふうに思っています。3番の管ガス制度の問題は、これはなかなか大きなポイントではあろうかと思えますけれども、これも含めましてこういう論点をご提示していきましました。

皆さんからご意見、コメント願いたいと思いますが、いかがでございましょう。

先ほど橘川先生も既におっしゃっていましたが、ガスの場合にはいろんな形の事業者さんがいらっしゃるし、規模、それから供給条件、マーケット、それから公営と民間とかいろいろありまして、そういうことを考えなければいけないということは1つですけれども、先ほど橘川先生のお話ですと、事業者さんの都合で改革するというのはあり得ない話なんだけれども、そうだけれども、いろいろな影響を考えるとその分類といいますか、分けて制度自体を考えることも必要ではないかということで、まさに最初のところでそういう分け方をご提示をさせていただいたところでございます。

この辺も含めまして皆さんのご意見をということですけども、いかがでしょうか。

○柏木委員

1つよろしいですか。

○山内委員長

どうぞ。

○柏木委員

ガスシフトということを行う以上は、やはりガスシステム改革とのセットで、いろんなそのほかのお仕事をしておられる業種の方がやはり参入しやすくして活性化をしていくというのは、これはもうベースだと思うんですね。セットでやっていくということは、システム改革はやっぱり

全体で進めなければならない。

そういうときに、ガス事業者の①から④までで209社ありますが、電力と違って、非常に小ぶりの企業から大企業まであるわけで、そのうちの限定的にどこだけを対象にシステム改革を行うということはあり得ないと考えます。これはやはり、やるんなら全てのガス事業者に対してシステム改革を行っていくというのが定石だと思います。ただ、やはり事業レベルが違い過ぎて、それはやっぱり売り上げで言うと①の3社で70%ですから、何でもいから一律にどんとやればいいという話ではないような気がするんです。やることは、やると。ただし、1つの例を言えば段階的にまず①から始めるとか、①、②から始めるとか、そういうことをやって徐々にこの小ぶり事業体もそれに倣うような形で最新のアイデアを出していってもらおうという、そんなようなことが一例として挙げられるということです。答えを言っているわけでは全くありません。

○山内委員長

ありがとうございます。

基本的に一国二制度ってあり得ないので、制度は1つ。だけど、段階、時間軸とか、やっぱりそういうことがあり得ると思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○古城委員

検討の論点の(1)には賛成で、私は柏木先生がおっしゃっていることはわかるんですけども、ちょっと考えが違ってまして、一国二制度みたいなものがあり得るという考え方も可能だと思えます。ガス事業には都市部で産業への需要も大きいし、それから需要密度も大きいので、競争すればみんなが供給したがるというような領域と、もう需要が伸びないため、競争をしても今の事業者にかわって供給しましょうということは余り期待できない分野があると思えます。比喩的に言えば工業とそれから農業みたいなもので、それぞれに応じて工業政策、農業政策を打つようなことがあるので、白黒から言いますと、むしろ今回は競争すれば機能をするような領域に絞って制度を改革していくということで始めたらよろしいと考えています。そうじゃないと、こんな競争者もいないところで競争するためのいろいろな改革措置をとって負担だというふうに、必ず中小のガス会社はおっしゃると思えますし、それはもっともなところがあるわけですから、制度改革をして全体として国民経済的にも意味があるというところに限って先行的に改革をやっていくと、こういう考え方で整理しても今回は構わないんじゃないかというふうに考えております。

柏木先生と意見が違うわけじゃないんですけども、時期的というよりも、むしろ最初はこれでとまるかもしれないけれども、そういう格好でやっていくという考え方で議論をしてもよろし

いんじゃないかというふうに考えています。

あと、次の2点目は恐らく今回、多分全面自由化という話になると思っておりますが、自由化のもたらす効果については、私は結構厳しいところがあるなというふうに思っています。というのは、競争によって料金が下がる源泉としては既存事業者のたるみの是正が考えられますが、これによって得られるものはそれほど大きくはないと思います。自由化が大きな成果を上げるには、産業全体が自由化の結果、効率化する必要があり、そうでなければダイナミックな成果を得られないと思います。

私はほかの国を見ていますと、ダイナミックな成果を得られる源泉の1つは小売コストを削減する。つまり、ガスはガスだけ売るとか、電気は電気を売るだけではなくて、いろんな工夫をしてガスと電気を一緒に売るというようにすれば、小売コストが削減できる1つの源泉ですね。

もう一つは、まだよくわからないんですけども、その川下で非常に値段を下げるというのだったら工夫して、川上で調達についても、今じゃなくて共同調達とかいろんな工夫が出てきて、ここでダイナミックな効率化が起きると、ここが源泉になると思います。

この2つがあればかなりの低廉化があると思うんですけども、既存業者がたるんでいるからそれを絞るというだけでは、余り成果がないというふうに考えています。それがダイナミックな効率化が起きるようにしなければいけないということ。

次、ちょっと難しい問題は、結局、私が自由化したガス市場に参入しようとした場合、まず玉がないと、LNGがないというので、買ってこようと思ったけれども、買ってきたら基地に入れられるかどうか分からないと。こういういろいろな問題があるので、結構これは自由化して本当にワークさせるためには、特に(2)の問題ですね。よくよく考えて手当てをしない限り、形は自由化したけれども参入が起きないということになるんじゃないかと、こういうふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

松村委員のほうが先だったですかね。どうぞ、松村委員。

○松村委員

まず、しょうもないことを言って申しわけないのですが、私は今の古城委員のご発言には断固として反対します。工業がこれから競争を期待できるところ、農業は衰退産業だから誰も参入しようと思わない市場の典型として出されると困ります。この委員会で言うべきことではないのですが、このような認識が広まると、別のところ、とりわけ規制改革の文脈で大変迷惑します。私

はそのような認識は全く持っておりません。農業もまだまだこれから新規参入者が入り、競争が十分起こせる、発展可能性のある産業だと思っております。この点については、認識は共有しておりません。しかし、これ以上はやめます。この委員会とは関係ないので。

ガス市場に関しても、私たちはこんなところは競争が起きそうにない、と決めつける必要はないと思います。結果的に競争が起きない可能性を十分考えて、消費者保護に関して十分に配慮することは必要かもしれません。しかし、私たちの知恵で競争が起きないと思っただけなのであって、もっと柔軟な発想の人なら参入できるかもしれないということは常に考えて、その道を閉ざさないことが重要です。多くの人の多様な知恵を集めるのがシステム改革の重要な点で、こんなところには新規参入者は入ってこないと決めつけることは、すべきではないと思います。

次に、具体的にこの紙の内容に関してです。(1) 小売の自由化範囲拡大というところで、「エネルギーサービスの相互参入を可能とし、活力あるガス市場を創出する上で」という記述になっています。ここが競争基盤整備を意識して書かれたと理解しました。しかし私はこの書き方では限定的過ぎる、そう誤解されかねないと思います。エネルギーの相互参入を可能としというのは確かに非常に重要な点です。これは自由化しなければできないことで、重要な点です。私はガスを得意とする事業者はガスを中心として、電気を得意とする事業者は電気を中心として、石油が得意な事業者は石油を中心として、それぞれ特徴を持った総合エネルギー企業がいろいろなエネルギーをパッケージで売り込む、総合エネルギー企業同士が切磋琢磨する市場が最も望ましいとは思っています。しかし相互参入があればそれでいいという発想に、私は立っておりません。電力なら電力の市場で、それまで電力あるいは場合によってはエネルギーを手がけていなかったような新しい事業者も入ってこられる状況にする必要があると思います。ガスでも同じでなければならぬ。相互参入というと、エネルギー市場での既存の大企業がお互いに乗り入れるというイメージだと思います。これが主なプレイヤーなると思いますが、私はガス単体でも参入できる市場設計にしなければいけないと考えています。

別の点です。活力あるガス市場を創出する点、非常に抽象的に書かれているのですが、私は落としてはいけない点は、ガス市場での競争基盤を整備することだと思います。電力システム改革でも競争基盤を整備することによって、小売を自由化した結果として規制なき独占になり、消費者が一方的に不利益をこうむる市場にすることを防ぐという発想のもとで、競争基盤を整備する対策が多様に考えられています。ガスでも同じであるべきです。その結果として、活力あるガス市場になると思います。

ガス市場は電力市場に比べて競争的であるという側面もありますが、大部分においてガス市場は電力市場に比べてもはるかに競争基盤が脆弱です。脆弱だというのは、まず東京、福岡間のよ

うな需要稠密地帯ですらインフラが繋がっていない点です。電力なら、北海道から九州まで細いなりに高圧送電線が繋がっているわけですが、このような形でガス導管が繋がっていない。この結果、ガス間競争電力競争に比べても更に限定されてしまう。この点まず認識する必要があります。

それからガスには電力のJEPXに対応するような卸市場がありません。したがって、卸市場を利用しながら参入するということができない状況になっています。更に、電力市場での常時バックアップに対応するような、ある種の公的管視下での卸供給の仕組みも今のところありません。それから更に、電力市場ではアグリゲーションという手法を使って、大口で電力を受電して、それを例えばマンションで各戸に小売するビジネスモデルが既に全面自由化の前から入っているのですが、ガスではそれができない状況になっています。これらの状況を打開して、十分競争的なマーケットにすることなしに、ガスシフトと安易にいうのは余りにも無責任だと思います。ガスシフトを起こして大幅にガスの需要を増やした後で、もう切りかえられないという状況になってからガスの値段が大幅に上がるというホールドアップの問題が起こったら目も当てられない。ガスシフトを声高に唱えるなら、競争基盤の整備は必要不可欠で、この(1)の②のところにそれが入っているのだということを確認するだけでなく、競争が単にエネルギー企業の相互参入だけに限らない制度設計をするのだという視点は、落としてはならない。

それから、先ほど電力市場に比べてより競争的という側面があると言いましたが、それは石油会社、あるいは製鉄会社もそうかもしれませんが、とりわけ一般電気事業者という強力なコンペティターがいるという点では、ガス市場は非常に競争的です。都市ガス事業者よりも多くのLNGを消費し、実際に自分で基地を持っている強力なコンペティターがいるのは間違いありません。一方でそのような強力なコンペティターは、その規模の経済性のため数が限られることとなります。この巨大なコンペティターが競争をやめてしまうと、今の市場構造では、競争がなくなってしまう。ガス市場はこれほどに競争基盤が脆弱な市場だということは認識する必要があると思います。

巨大な潜在的競争者が競争をやめてしまう懸念は机上の空論ではありません。例えば、震災前に東の大電力会社が、自社はガス・アンド・パワーを目指さないと明確にし、ガス市場での競争を事実上放棄するような宣言をしていた。今はもうそのような方針をとっていないと思います。しかしかつての経営陣がそうだったということは、経営陣が変わってそういう方針に変えてしまったら、途端に競争が機能しなくなる可能性がある。そういう脆弱な市場だということは認識する必要があります。西の大電力会社が、電気料金審査の場で、LNGを発電用に十分使うために、既存のガスの小売契約、託送での大口小売契約は、契約の更新時期が来るたびに更新はしないで

供給を打ち止めていくということをはっきりと言ってしまう。それを聞いて、西の大口ガス市場の競争は本当に維持できるのか心配になったのは私一人ではないと思います。強力なコンペティターは確かにいますが、この強力なコンペティターが競争をやめてしまうと、たちまち競争が緩やかになってしまうような脆弱な市場だということを、私たちは認識する必要がある。したがって、競争基盤の整備は最も重要な点として今後も議論されていくべきだと思います。

競争基盤の整備では、電力でもネットワークの中立性をどう担保していくのかも非常に重要な論点になっていました。これは恐らく（２）の①のところに対応しているのだと思うのですが、ここでは導管の利用のしやすさを向上させるという程度にとどまっていて、電力のところのネットワークの中立性のためにやった努力に比べると随分マイルドな書き方になっています。私は電力と同様に、その導管部門は十分に中立的にしなければいけないと思っています。全く同じ形態でやるかどうかは別として、この点も重要な論点になってくるし、これがまさに競争基盤整備に繋がってくると思います。今指摘した点は、ここで書いてあることに含まれていることを、ここできちんと確認させてください。

以上です。

○山内委員長

ご意見をいただきましたけれども、その内容についてのご確認のご質問ということでもあるので、事務局のほうから。

○ガス市場整備課長

ご指摘の１点目は（１）の②に該当するところでしょうか。競争基盤というところについて、書き方が少々足りなかったかもしれませんが、１．の（１）の方で、サービスやビジネスの創出には、１文目のガス事業における新しいサービスやビジネスを創出は、新しい事業者が入ってきた場合に提案されると書いた上で、電力システムも進むことが予定されているところ、エネルギー間での相互参入による連携も生まれると記載しています。（２）の①と②はその記載を反映したつもりです。競争基盤には両方が含まれているのだという点はそのとおりです。必要であれば１．の記載も踏まえながら２．（１）も書き直してよいと思います。いずれにしても、その両方があるという認識は、そのとおりだと考えております。

それからご指摘の２点目である脆弱性について、特に（２）にかかわるところですが、色々な設備を元々持っているガス事業者以外の事業者と、そういう設備がないけれども新規参入に関心がある事業者とがこれから出てくると思います。どちらかの事業者さんに限って新規参入のしやすさを議論するのではなく、今参入されている方、あるいはこれから参入に関心がある方のご要望をよく踏まえた場合に、一体どういう状況がそろっていると参入しやすいのかご審議いただき

たいと思います。資料では導管の利用しやすさという書き方にとどめましたが、この小委員会の趣旨にも書いてあるように、中立性と確保、イコールフットィングも同じ意味かと思いますが、それが重要だと思います。中立性という考え方もここに含まれていると考えていただいて結構です。これも記載を直すことは問題ないと思います。

それ以外に、常時バックアップの話やアグリゲーションの話もご指摘いただきました。(2)の論点をブレイクダウンして、これから具体的な制度見直しの検討を進めていただくわけですが、そこで取り上げていきたいと思います。新規参入に関心がある事業者の方々のご要望も紹介しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○松村委員

今の回答で十分ですので、書きかえていただく必要はありません。

○山内委員長

ありがとうございます。

基本的にその競争のあり方、相互参入だけではなくてガス体の中での競争も重要であるというご指摘もそうですし、それから競争基盤もいろんな論点があって、そういう心意気で書かれているんだと思うんですけども、具体的な内容をこれから入れていくところかと。魂をこれから入れると、こういうことで議論を進めていければなというふうに思っています。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

ありがとうございます。

最初の検討の論点のところ、事業者をこの調達・供給設備の状況でカテゴライズしていると認識しております。このカテゴライズつまり事業者の分類は、私自身異存はございませんけれども、検討するポイントとして加えていただきたいのは、そもそも調達・供給設備の状況以外にこれらの事業者のステークホルダーがさまざまだと思っていて、このステークホルダーというのは、例えば上場している会社であれば株主がいたり、公営企業であればステークホルダーは自治体ということです。例えば自治体であれば会計の制度も違う公会計という制度で、一般の民間企業と異なる会計制度になります。これは具体的に言うと、小売の自由化の中で消費者の利益をきちんと確保するという中で、情報の透明性、それから情報の正確性を担保するという意味で、比較可能性も含めて、そういったステークホルダーによってその前提が異なるということで、十分そのあたりは検討の過程で斟酌すべき部分ではないかと考えます。

しかしながら、結論としてこの事業者の区分については、私自身はこのカテゴリーで結構かと思えます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

公営の場合の特殊性というのは、やっぱりそれなりに考えなければいけないところがあるかと思しますので、その点もまた個別論点の中でご意見をいただければというふうに思います。

ほかにかがでしょうか。

じゃ、杉本委員。

○杉本委員

(1)の①のところに低廉な小売価格の実現を図るというふうには書いてあるんですけども、私たち消費者の単純な考えからいくと、例えばA社からガスを供給してもらっていてB社に変えると、A社のガス管を利用してくるわけですね。そうなったら、料金は安くないんじゃないかというふうに思うのですが、この辺は事業者負担ということで安くなるのでしょうか。

それから、私たち利用者では安全を確保するのと安定供給が必須なんですけれども、自由化することによってこれが確保されるのだろうか。今のままでもいいのではないかというような感じも受けています。

○山内委員長

ありがとうございます。

最初のやつはあれですか、ほかの会社の導管を使って送るとその分高くなってしまおうという、そういう。

○山内委員長

その辺もあれですね、当然。どうぞ。

○ガス市場整備課長

現在、託送制度というものがあまして、導管を所有している事業者がその導管を使う場合と、その導管を借りて使う事業者の場合の負担がイコールフットィングになるよう料金が許可制になっています。

それからガス料金のコスト構成の話だと思いますが、この中には導管の使用料の他に原料費があり、ガスの場合はこれが半分以上を占めるわけです。それから小売に関するコストには検針その他のコストも含まれます。需要開発にかかるコストもあるでしょう。そういうものがいろいろ入った上で、最終的に消費者の方が支払うガス料金となっているので、導管のコスト以外のとこ

ろをいろいろ工夫されることで低廉化の可能性はあります。実際、現在大口向けが自由化されていますが、他社の導管を借りて参入している事業者が安い料金を提供して顧客を獲得している事例もあると認識しております。

○山内委員長

よろしいですか。

松村さん、何かありますか。

○松村委員

先ほど指摘しなければいけなかった。申し訳ありません。自由化すると価格競争が激しくなり、結果的に安全性を損なわれるのではないかというご懸念は確かに重要で、ここでも安全性を確保していくためにどういう制度設計をしていくのかというのは、最も重要な点になると思います。

その際に、今後具体的に提案されるであろう制度では安心できないということであれば、その折再度コメントいただきたい。しかし私は一般論として、競争すると安全でなくなり、独占だと安全だという発想は、そもそも間違っていると思っています。つまり、もし独占企業だったとすれば、消費者はそこからしか買えないので、企業が安全性を損なうようなことをしたとしても、お客が一挙に離れることはない。オール電化に変えることはあるかもしれないけれども限定的です。しかし競争しているところで、一般論とし安全性を損なうような、消費者の信頼を損なうようなことをすれば、その企業は終わってしまうことだってあり得るわけです。スノーブランドの会社が2回も大きなトラブルを起こした結果として会社存続の危機に立つようなことは、牛乳市場がもし独占だったらきっと起きなかったと思います。競争市場だからこそ、ああいうことをやったら本当に企業存亡の危機になる。競争があるからこそ安全性の確保を、消費者利益の確保をちゃんと考える側面もあるはずです。競争したら危なくなるという先入観を持つことなく、競争市場であろうと規制市場であろうと、安全性は最も重要なことであるから、それが担保できるようにきちんと制度設計していくという発想をするほうが建設的だと私は思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

経済学者は大体そういう理屈を言うことになって、わかりました。

引頭さん、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。

まず、事業者を4つに分けて議論をするという点についてですが、柏木委員のご意見と同様に

賛成です。1つの国で2つも3つも制度が並存することは基本的に問題があると思っております。

ただし、各区分ごとにきめ細かく議論していくうちに、各区分の事業者が置かれた事業環境が異なっていることが浮き彫りになっていくのではないかと思います。それをきちんと加味しながら、議論を進め、最終的にはどの程度の時間軸が必要なのかといったことを考えながら、結論に導いていくことになるのではないかと思います。

次に、検討の論点についてですが、この3つで異論はありませんが、3点申し上げさせていただきます。

(1)の小売の自由化の範囲の内容についてですが、業界全体のバリューチェーンやガス事業者あるいは新規参入事業者の今後の新しいビジネス展開といったことについても目を向ける必要があるのではないかと思います。前者についてはガス事業を支える機器事業者なども含めた産業クラスターとしてとらえる必要があるのではないかとということです。また後者についてはガス事業に加え、総合エネルギー事業や総合ユーティリティ事業などを営む事業者が出てくると期待されますが、そうしたことも想定しながら議論を進める必要があるのではないかと、思っております。

2点目は、(2)についてです。供給インフラのアクセスについてが論点とされておりますが、そのなかで、卸取引について、少し議論ができればと思っております。先ほど松村委員がご指摘されていたように、電力についてはネットワークでつながっていますが、ガスはつながっていない状況でございます。ただ、一方で、ガスには貯められるという特徴がありますが、電気は電池の価格が高いこともあり、難しい状況です。この貯められるという特徴を活かして、あたかもネットワークとして繋がっているような、バーチャルなネットワークとして機能しているかのようなことは考えられるかもしれません。それについても議論させていただきたいと思っております。

最後になりますが、資料5の26ページ目を拝見しますと、LNG基地の第三者利用についての制度等が記載されていますが、結果的には利用はあまり促進されていないと理解しております。様々な背景があつてのことではあると思っておりますが、制度が変更されても使われないということは、利便性であるとかその他何か問題があつたということでもあると思っております。やはり使われる制度、利用されやすい制度に落とし込んでいくことが重要であると思われました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほかの委員の方、ご意見ございますか。

もしよろしかったら、オブザーバーの方で何かご発言ございますか。

どうぞ、松村委員。

○日本コミュニティーガス協会

論点のところ、これは既に松村先生からお話しになったところとひょっとしたら共通するの
かと思うのですが、(2)の①に、現行の託送サービスが一定の成果を上げていることを踏まえ
た上でと書いてございますけれども、今回、抜本的な制度改革ということを目指されるとすれば、
このような書き方ではなくて、むしろ、この踏まえた上でということまではないほうがよろし
いのではないかというふうに思っております。一般的問題ですとか、あるいは形の上ではともか
く、事実上新規参入を阻むような制度になっているんじゃないかという批判があるというふうに
聞いております。そういう意味で、この辺はないほうが新規参入の方を促進すると、あるいは競
争を促進すると目的にありますように、競争の活性化というような観点から言いますと、ゼロベ
ースでご検討いただくのがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ご参考にさせていただきます。

蟹沢委員、どうぞ。

○日本ガス協会

構造環境の整備を通じて新規参入の方がたくさん入ってきて市場が活性化するという事は、
我々ガスの市場を拡大する意味では非常に大事だというふうに思っておりますので、ぜひそこは
そういう方向での制度設計をしていただくとありがたいなというふうに思っております。

そうは言いますが、今まで議論がありましたように、その大前提は何といっても自由化をし
たことによって安定供給が果たせないという状況をつくってはいけないということだろうと思
っております。

そういう意味では、安定供給のためには私は幾つかの点があって、1つは安定調達ということ
だろうと思います。自由化をすることによって、いろんなプレイヤーが変わっていくと、プレイ
ヤー自体がなかなか現状の調達がままならなくなっていくというようなことがあってはならない
ということですので、その辺をどうやって業界全体として、プレイヤー全体として安定調
達が損なわれないような姿に持っていくかということも考えなければならない1つの点だろうと
思います。

それから、ガスの場合には今後さらにインフラの整備の投資がかなり必要になってくるという
ようなことですので、このインフラ整備、これまでも取り組んできておりますし、それか
ら今後とも積極的に取り組む必要がある投資について、自由化によってその回収が着実に行われ

ないような状況になってはいけないというふうに思っておりますので、その点についての留意が必要かなというふうに思います。

それから、さらに今議論がありましたように、安定供給の最大のポイントは何といても保安の問題でありまして、保安が自由化の制度の設計によって保安レベルの維持向上が図れないような状況になってはいけないということでありまして、これまで積み上げてきました保安レベルについて、より一層維持され向上させていくというような仕掛けの制度設計になるといいなというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、葉梨委員、ございますか。

○日本LPガス団体協議会

LPガス協会のオブザーバーとして参加しておりますので、直接の関係者ではありませんけれども、せっかくの機会ですので、ちょっと発言をさせていただきたいと思います。

LPガスについては、既にご案内のとおり自由市場の中で川上から川下まで競争をしておるわけございまして、都市ガスさん、LP、両方相まって日本国土全体のエネルギー供給というものについて役割を担っている、こういう位置づけなんだろうと思います。

将来性の問題ということについては、LPガス業界でも数年前に、2030年にLPガスの中長期展望、いわゆる基準というものをつくり、目標等も設定し、ロードマップをつくって、それを先の途中で東日本大震災がありましたので、それを受けて見直して、今、具体的に事業展開を進めているというところでございます。

その中には、当然私ども元売りのほうでいろいろとベースはつくっているわけですが、未端のところも考えながらやろうとしております。

その目標に達していくためには簡単な道筋はないだろうと私どもも理解しておりまして、この既存の延長線ではない、やはりシステムのイノベーション、そういうものを我々自体が努力しながらやらなくてはならないということ。

あとは、私どもは実質上95%の国土を担当しているということの中で、このビジネスとしてLPガスを通じた別の形でのサービスということもできないだろうかというようなことについても今、勉強をしたり取り組んでいるということでございます。

今回のシステム改革ということで、LPガスについても何らかの影響はあるかと思っておりますけれども、先ほどどなたかの委員の方がおっしゃられましたけれども、最終的に需要家サイドの目で

見て、安全面、利便性にどんな形で、快適な形になるように公平公正な形で進められることを念じているところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、そのほか委員の方含めて何かご発言がありましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

3の検討の論点につきましては、これは先ほどの目的とちょっと違ひまして、皆さんのご意見を伺っていろいろ内容を膨らませていくという、そういうものでございますので、たくさんご意見をいただきましたので、それを事務局のほうでそしゃくしていただいて、次の具体的な論点につなげていただければと思います。

ただ、この2ポツの最初の文面については、多くの方はそれほど異論はなくて、大体この方向でいったらどうかということだった。例えば公営をどうするとか、そういうご意見もいただきましたので、その辺も含めて考えていきたいと思ひますけれども、基本的にはこういうことでよろしいかと思ひますが。

松村さん、何か。失礼しました、どうぞ。

○日本コミュニティーガス協会

そろそろ終わるということであれば、最後に感想めいたことをちょっと、お願ひを含めてさせていただければと。よろしゅうございましょうか。

○山内委員長

はい、どうぞ。

○日本コミュニティーガス協会

これまでガス事業法の中では、私どもコミュニティーガスと最近は言っておりますが、法律上は簡易ガス事業であります。この簡易ガス事業の位置づけというのは、一般ガス事業の補完的なものと、補完的位置づけということですとずっと言われてまいりました。

5月のエネルギー基本計画を検討する総合部会の第3回の会合における資料でも、簡易ガス事業制度というのはガス事業法に明確に規定されているにもかかわらず、一言も触れられておりませんでしたし、ガス事業とは全て一般ガス事業だというような説明で、蚊帳の外に置かれておひまして、大変寂しい思ひをしておひました。

振り返ってみますと、現行ガス事業法が制定された前年の昭和28年には、製造石炭ガスというのが93%を占めておひました。ガス、イコール石炭から製造したガスとして、ガス事業法は設計

されています。その後、LPガスが世の中に普及をし、さらに現在では製造という過程がなく、輸入したもののほとんどそのまま供給するエネルギーが主流になっていますけれども、このように大きく、言ってみれば流通業に近い形のLNGの供給も大きく事情が変化しているにもかかわらず、ガス事業法は製造ガスを前提にして運用されていました。

簡易ガス事業者がLNGを供給しようとする、一般ガス事業の許可を得なければならないなど、これまで事実上製造ガス、あるいはLNGだけを念頭に置いた不自然といいますか、あるいは不合理な解釈、運用がなされてきたと認識しております。

しかし、今般、小売の全面自由化ということ掲げられて、抜本的な改革が図られようとしておりまして、本日の資料でも一般ガス事業やLNGが中心にはなっておりますが、LPガスを含むガス体エネルギー全体について説明をされておりました。ガス体エネルギー全体を視野に入れた検討の姿勢が見られるということで、今後の検討に大いに期待をしているところであります。

今後の検討につきまして、簡易ガス事業のあり方については、さらに今後意見を述べさせていただく場があるやに聞いておりますので、その際に申し上げたいというふうに思いますけれども、1つ事務局にお願いでございます。委員の先生方には簡易ガス事業、あるいは簡易ガス団地の実際を余りご存じないのではないかと感じておりまして、実際に見ていただく機会を設けていただけないだろうかということでもあります。委員の先生方におかれましては、一般ガス事業とどこが違うのか、つぶさに見ていただいた上で、現行の制度にとらわれることなく、実態に即したご議論をしていただくことが公正な競争環境の整備と、真の意味でのガスシステム改革につながるのではないかと考えますので、ご検討いただければ幸いです。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

今の計画については、またこちらで検討させていただきます。

松村委員、ご発言ですか。

○松村委員

先ほど、分類のところではみんなの意見が一致していたというふうに総括されたので、確認させてください。

類型のうち4つはとてもわかりやすい。定義がはっきりしていると思います。つまり1、2とそれから3、4、5の違いはここで明らかです。しかし1と2の違いはかなり微妙というか、すごくわかりにくい。大手3社だけはとりあえず別枠にするというくくりなのか、基地の数が3つになったら上に昇格するという意味なのか。LNG基地の定義も、それこそ大阪ガスだったら境

と姫路と大きくりにしてしまえば2カ所じゃないかとかという考え方だってあり得る。境は2つと数えるとか、いろんな数え方はあると思うのですが、いずれにせよ区別は曖昧です。これは大手3社とそれ以外のLNG基地を持つ大規模事業者というつもりで分けていると理解していいでしょうか。

もしそうだとすると、やはり理論的な根拠というか、この2つをどうして分けなければいけないのかというのは、現状を見ていればこの2つを分けるのがリーズナブルだということは多くの人が納得するとは思いますが、どうしてだろうかという点は、これから具体的に制度を設計していく段階で考える必要はあると思います。余り大きな差が出てくるのは、ちょっと違和感があります。それは、電力で言えば九電力と沖縄電力はある程度違う制度という変なのですが、沖縄電力には恐らく一定の配慮はなされて制度設計されるでしょう。その程度の違いと私は認識しているのですが、もし違っていたら指摘してください。

○ガス市場整備課長

何らかの分類をしないと209の事業者をまとめて議論してしまう。それは適切ではないというのが今回の出発点です。色々な分類の仕方はあるのだと思います。供給設備によるものもあれば、販売量や売り上げといった規模で見るとも思います。今回はとりあえずこの分類で検討をスタートするという事です。この分類に沿って制度のあり方を変えるということも予断するものではありません。この分類のそれぞれのグループをさらに分けるということもできると思います。①と②は確かに設備の有無だけ見ると構造上は同じだというのはご指摘のとおりだと思います。資料5の5ページのほうにいろんな指標でガス事業者さんを比較してあるんですが、3社が突出しているわけです。それから、シェアでもこの3社だけで70%ということで、規模の概念を多少入れて整理をさせていただきました。繰り返しになりますが、この線は非常にくっきりした線ではなく、具体的な検討の中でその点も含めてご審議いただきたいと考えております。

以上です。

○山内委員長

ある意味では、今、松村委員がおっしゃったことのもつりで、こういうふうに分けているということだと思います。

それから、具体的に議論していく中で、この出発点がと今おっしゃいました。そのとおりで、これはどういうふうになっていくかということもまたあり得ると思いますし、気がついてみたら区分はなくなったということもあり得るかもしれないですね。そんなこともありますけれども、とにかく出発点はこういうところで、いろいろ気くばせとか、状況を観察してとか、分析しながら、こういう出発点でお願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

そのほかにかがでしよう。

ありがとうございました。それでは、本日のご意見、先ほどもちょっと言いかけてはけれども、検討の論点については、これはどんどん深めるということが目的ですので、皆さんのご意見を踏まえた上で、次回以降の具体的な検討を進めていきたいというふうに思います。

それで、ほかにご発言がないようでしたら議論のほうはこれで終了させていただきたいと思いますが、今後の開催予定について事務局からご説明願いたいと思います。

○ガス市場整備課長

次回、第2回は11月28日、第3回は12月25日の開催で委員の皆様のご了解をいただいたところ
です。予定どおり開催させていただきます。

第2回目以降は先ほど議論いただきました4分類、簡易ガス事業を足すと5分類の事業グループに留意しながら、それぞれのグループに属する事業者の方々にもオブザーバー参加をいただき、検討の論点につき意見を聞くヒアリングを行っていきたいと思っております。どのグループから議論を進めていくか具体的なスケジュールについては、改めて連絡させていただきます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ご不明な点はございますか。よろしいですか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

本日につきましては、以上をもちまして終了といたします。

第1回ガスシステム改革小委員会を閉会といたします。熱心なご議論、どうもありがとうございました。

——了——